

# ぎふ清流国体・ぎふ清流大会応援事業登録取扱基準

## 第1 総則

第67回国民体育大会（以下「ぎふ清流国体」という。）及び第12回全国障害者スポーツ大会（以下「ぎふ清流大会」という。）の開催気運を盛り上げ、広報啓発に寄与するなど、両大会を応援する、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会応援事業（以下「応援事業」という。）の登録に関する取り扱いについては、この基準の定めるところによる。

## 第2 対象事業

応援事業の対象事業は、ぎふ清流国体及びぎふ清流大会（以下「両大会」という。）の開催年までに実施される事業であり、次に掲げる各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 両大会の開催気運の盛り上げに寄与するもの
- (2) 両大会の広報啓発に寄与するもの
- (3) 県民運動への県民参加を促進するもの
- (4) 両大会の各種式典、競技会運営に寄与するもの
- (5) その他実行委員会が適当と認めるもの

## 第3 応援事業の取り扱い

ぎふ清流国体・ぎふ清流大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、応援事業を応援事業リストに登録し、周知するものとする。

## 第4 登録手続き

応援事業リストに事業を登録しようとする者は、あらかじめ応援事業登録申請書（様式第1号）を実行委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 実行委員会は前項の申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当するものを除き、呼称の使用を承認し、応援事業リストに登録するものとする。
  - (1) 両大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがあるとき
  - (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき
  - (3) 特定の政治、宗教、思想の活動と見なされるとき
  - (4) 特定の事業者の営利を目的とするとき
  - (5) その他実行委員会が不適當と認めるとき
- 3 実行委員会は前項の応援事業リスト登録が完了したときは、申請者に応援事業登録完了通知書（様式第2号）をもって通知するものとする。
- 4 実行委員会は、必要に応じて応援事業登録依頼書（様式第3号）をもって応援事業リストへの登録を事業の主催者に依頼し、主催者からの応援事業登録承諾書（様式第4号）をもって登録することができる。
- 5 第3項及び第4項の規定にかかわらず、岐阜県又は岐阜県教育委員会が後援する事業を登録しようとする者及び次のいずれかに該当する者は応援事業登録届（様式第5号）を実行委員会に届け出ることにより、応援事業リストに登録することができる。
  - (1) 国、地方公共団体及び市町村国体実行（準備）委員会
  - (2) 地方公共団体が構成員として参加する実行委員会
  - (3) 財団法人岐阜県体育協会、市町村体育協会及びこれに加盟する競技団体
  - (4) デモンストレーションとしてのスポーツ行事を主催する団体

- ( 5 ) 実行委員会の構成団体である障がい者福祉関係団体
- ( 6 ) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校

#### 第 5 使用する呼称

応援事業リストに登録された事業（以下「登録事業」という。）の主催者は、「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会応援事業」の呼称を当該事業に使用することとする。なお、この呼称によりがたい場合は、実行委員会が登録事業の主催者と協議の上、使用する呼称を決定する。

#### 第 6 使用上の遵守事項

登録事業の主催者は呼称の使用にあたって、次の各号に掲げる事項を遵守しなくてはならない。

- ( 1 ) 応援事業リストに登録された事業に限り使用すること
- ( 2 ) 定められた呼称を正しく使用すること

#### 第 7 応援プログラム

実行委員会は、登録事業の主催者と互いに協力し、当該登録事業を活用して、開催気運の盛り上げ、広報啓発及び県民運動への参加等、両大会に寄与する応援プログラムを実施できるものとする。

- 2 応援プログラムの実施内容は、登録事業の主催者の意向、実施時期及び内容を勘案し、事業主催者と実行委員会が協議して決定するものとする。
- 3 この基準に定めるもののほか、応援プログラムの一環として実施するミナモ賞の授与による表彰については別に定めるものとする。

#### 第 8 登録内容の変更

登録事業の主催者が、その内容を変更しようとするときは、あらかじめ実行委員会と協議するものとする。

#### 第 9 登録の取消

実行委員会は、呼称の使用がこの基準及び登録内容に違反していると認める場合は、登録を取り消すことができる。

#### 第 10 その他

- ( 1 ) 登録事業の実施に係る経費は、事業主催者の負担とする。
- ( 2 ) 登録事業の主催者は、登録事業の実施運営に係る一切の事項について、自己の責任でこれを処理するものとする。

#### 附 則

この基準は、平成 21 年 5 月 8 日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成 21 年 7 月 10 日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。